



市政



国民健康保険資格確認書などの更新 限度額適用認定証の申請

申請・問い合わせ先

▷ 国民健康保険について 国保医療課国保担当

☎(584)1121 ☒(584)1141

▷ マイナ保険証について マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120(95)0178(自動音声案内⑤)

▶月～金曜日：午前9時30分～午後8時

▶土・日曜日、祝日：午前9時30分～午後5時30分

○資格確認書などの更新

現在使用している国民健康保険(以下、国保)資格確認書(桃色)および資格情報のお知らせの有効期限は、7月31日です。

マイナ保険証(保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード)の保有状況に応じて、次の書類を7月中旬に送付します。

送付内容

▷ マイナ保険証を持っている人

「資格情報のお知らせ」を普通郵便で送付

※マイナ保険証が利用できない医療機関の受診や、読み取りができない場合などは、①マイナ保険証、②マイナポータルの資格情報画面または「資格情報のお知らせ」の2点を提示すると受診できます。

▷ マイナ保険証を持っていない人

「資格確認書」を特定記録郵便で送付

有効期限 令和9年7月31日(1年間)

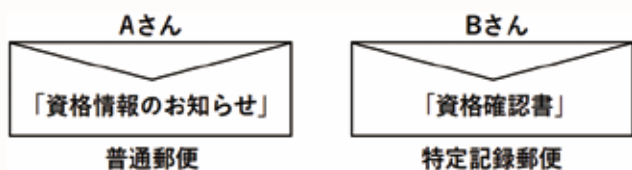
注意事項

▷ 住民登録地以外へ郵便物の転送手続きをしていますが、資格確認書などは転送されません。住民登録地以外に居住している人は、すぐに住民票を異動してください。

▷ 国保税の滞納がある場合、医療機関での支払いが10割負担となる特別療養の対象となる場合があります。

▷ 「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」は、世帯主あてに別々の封筒で送ります。

(例) マイナ保険証を「登録済のAさん」と「未登録のBさん」の2人世帯の場合



○限度額適用認定証

入院などにより、窓口での支払いが高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関に提出する書類です。

これまでは、事前に市役所で手続きをし、限度額適用認定証を医療機関に提出する必要がありましたが、顔認証付カードリーダー設置医療機関では、限度額適用認定証の提示は原則不要です。設置医療機関は厚生労働省ウェブサイトを見てください。



▲ マイナ保険証
付対応医療機関
(厚生労働省ウ
ェブサイト)

発行手続きが必要な場合

▷ 世帯主と国保被保険者の全員が市民税非課税の世帯であって、直近12カ月の入院日数が90日を超える人が、入院時の食事療養費などの減額を受けるとき(低所得Iの区分を除く)

▷ 顔認証付カードリーダーを設置していない医療機関で限度額の適用を受けるとき

申請開始日 7月10日(金)

※申請開始日は、窓口が大変混雑します。急がない人は、7月13日(月)以降に申請してください。

※8月1日(土)から有効の限度額適用認定証は、8月31日(月)まで申請できます。

必要なもの

▷ 届け出る人の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証などの官公署が発行した証明書など)

▷ 世帯主と対象者のマイナンバーが分かるもの

▷ 委任状(世帯主以外の人が申請する場合)

※70～74歳の自己負担割合が2割で市民税が課税の人と、自己負担割合が3割で市民税課税所得が690万円以上の人は、申請は不要です。

※国保税の滞納がある場合、限度額の適用が受けられない場合があります。

福祉

7月中旬に送付します



後期高齢者医療「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」

問い合わせ先 国保医療課医療担当

☎(981)0114 📠(584)1141 🆔 1015992

これまで、後期高齢者医療の被保険者全員に資格確認書を送付していましたが、令和8年8月以降はマイナンバーカードの保険証利用(以下、マイナ保険証)を基本とし、下のフローチャートのとおり運用が見直されます。

有効期限 令和9年7月31日まで(1年間)

※原則、住所地へ送付します。受取人などを変更する場合は、あらかじめ送付先変更届を提出してください。

○資格確認書

自己負担限度額の適用区分や長期入院該当日、特定疾病区分(以下、適用区分など)が併記された資格確認書を医療機関に提示することで、医療機関での支払い額が限度額までとなります。

現在、併記された資格確認書を持っている人で、8月からも引き続き送付対象となる場合は、併記された資格確認書を交付します。

※新たに適用区分などの併記を希望する人は、申請が必要です。詳しくは問い合わせてください。

○マイナ保険証(🆔1011805)

医療機関などで、マイナンバーカードを保険証として利用できます。

利用するには、医療機関などのカードリーダーやマイナポータルなどで「利用登録」が必要です。

※一部の医療機関などでは、資格情報のお知らせの提示が必要なことがあります。

利用するメリット

▷より適切な医療が可能

本人が同意すれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報を医師などと共有でき、より適切な医療が受けられます。

※薬剤情報は、令和3年9月に診療したもののから情報を閲覧できます。

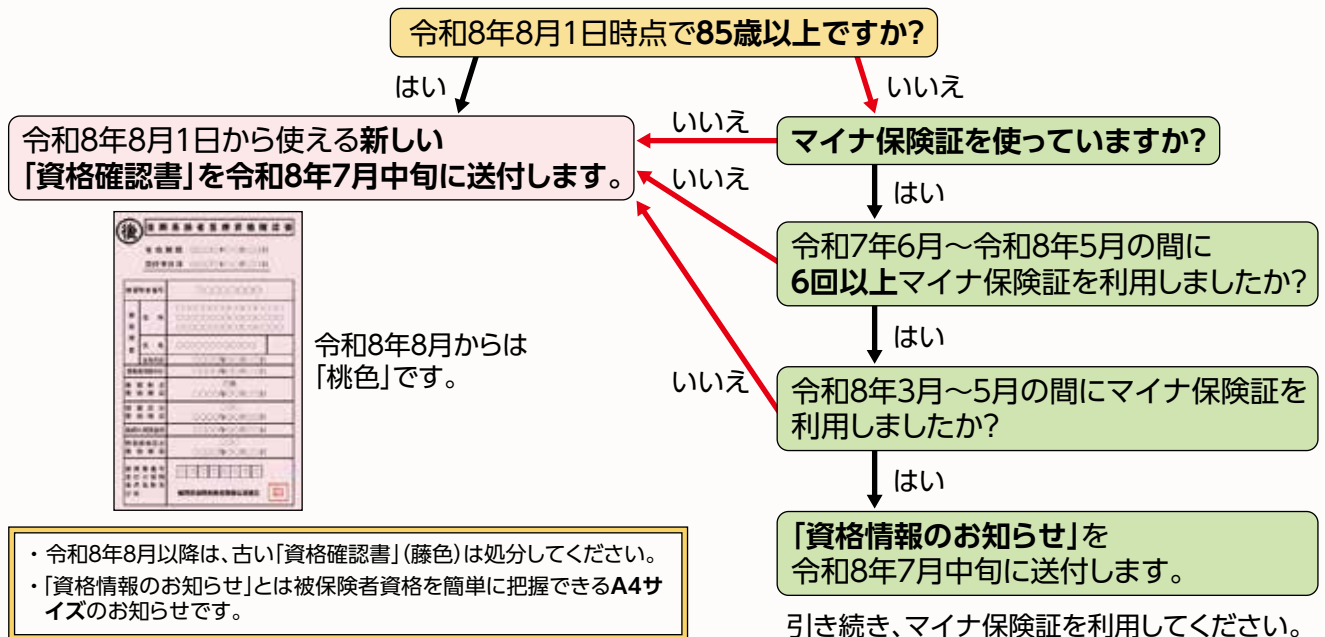
▷手続きなしで限度額を超える一時的な支払いが不要
高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

※自治体独自の医療費助成などは、医療証などの提示が必要です。

▷救急搬送中の応急処置や搬送先の選定などに活用
令和7年10月から、救急搬送中におけるより適切な処置、円滑な搬送先の選定、搬送先での手続きなどに活用されています。

▷確定申告で医療費控除が簡単に申請できる
マイナポータルからe-Taxに連携すると、確定申告時の医療費控除の申請が簡単になります。

後期高齢者医療 資格確認書交付確認フローチャート



年金

国民年金保険料



免除・納付猶予制度があります

申請・問い合わせ先

▷南福岡年金事務所 (〒815-8558福岡市南区塩原3-1-27)

☎(552)6112(自動音声案内②→②を押す)

☎(541)7649

▷市民課年金担当

☎(981)0112 ☎(584)1141 ID 1009868

経済的な理由で国民年金保険料の納付が難しいとき、申請すると保険料の免除または納付猶予が受けられる場合があります。

免除などの承認を受けた期間は、将来の老齢基礎年金の受給額が減ります。

ただし、減額となった期間は承認月から10年以内であれば保険料を納付(追納)できます。追納することで将来の年金受給額を確保できます。

申請後の審査結果は、日本年金機構からはがきで通知されます。

免除・猶予の内容など 別表参照

令和8年度免除の受付開始日 7月1日(水)

※令和8年6月以前の未納期間は、申請日の2年1カ月前までさかのぼって申請できます。申請は随時受け付けています。

申請方法

▷電子申請(マイナポータル)

▷郵送申請

日本年金機構ウェブサイトまたは年金事務所から申請書を入力し、記入して年金事務所へ送付する

▷窓口申請

年金事務所または市役所窓口にて本人確認書類を持参して申請する

※本人確認書類とは、マイナンバーカードなど官公署が発行した顔写真付きのものです。顔写真付きの本人確認書類がない場合は、健康保険資格確認書または基礎年金番号通知書(年金手帳)など2点が必要です。

※令和7年1月以降に離職がある場合は、雇用保険被保険者離職票などが必要です。雇用保険適用除外の場合は、問い合わせてください。

※代理人の場合、委任状(様式は任意、同居親族でも必要)および代理人の本人確認書類が必要です。



▲日本年金機構ウェブサイト

別表

免除・猶予区分	令和8年度免除後の保険料額(定額17,920円)	将来の年金受給額に反映する率	所得審査基準	
			所得基準(免除・猶予申請年度の前年所得)	審査対象者
全額免除	0円	全額納付した場合の2分の1	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円	本人 配偶者 世帯主
4分の3免除	4,480円	全額納付した場合の8分の5	88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	
半額免除	8,960円	全額納付した場合の8分の6	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	
4分の1免除	13,440円	全額納付した場合の8分の7	168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	
納付猶予(50歳未満が対象)	0円	年金額に反映されない	全額免除と同じ基準	本人 配偶者

※4分の3・半額・4分の1免除では、免除後の保険料を納めなければ未納と同じ扱いになります。

※扶養親族がいる場合は、一部免除の所得審査の基準額が変わります。

※地方税法に定める障害者、寡婦またはひとり親の場合、所得審査の基準額が変わります。

福祉



9月下旬に送付します

重度障害者医療受給資格の更新

申請・問い合わせ先 国保医療課医療担当

☎(981)0114 📠(584)1141 🆔1008808

重度障害者医療証を持っている人のうち、市が受給資格を審査し、認定基準を満たした人に、新しい医療証を9月下旬に送付します。

ただし、受給者本人、配偶者および扶養義務者の所得が確認できない場合や、受給者本人が市外に住んでいる場合などは、書類の提出が必要です。

7月中に必要な書類の案内を送付しますので、案内に記

載の期限までに提出してください。

書類を提出しない場合は、10月1日で受給資格を喪失します。

また、所得制限を超えているなどの理由で認定基準を満たさない場合は、その旨を通知します。

※手元にある医療証の有効期間終了日までに医療証または通知が届かない場合は、問い合わせてください。

※重度障害者医療証の新規申請は、随時受け付けています。

福祉



7月中旬に送付します

令和8年度介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書

問い合わせ先 高齢課介護保険担当

☎(584)1122 📠(584)3090

送付の対象は、介護保険料を特別徴収(年金から差し引き)で納める人です。

なお、8月または10月から特別徴収が始まる人は、開始月の前月までは6月に送付した納付書での納付(または口座振替)が必要です。

○特別徴収の仕組み

年金からの特別徴収は、4月、6月、8月の「仮徴収」と、10月、12月、2月の「本徴収」の年6回に分けて行われます。

○令和8年度の特例

令和7年度の税制改正で給与所得控除が見直されたことにより、令和8年度の介護保険料の算定で特別な調整(特例措置)が行われます。対象の人は、令和8年度は住民税が非課税でも、介護保険料の算定では課税とみなす場合があります。

対象 次の全てに該当する人

- ▷ 令和8年1月1日および同年4月1日時点で、春日市に住民登録がある
- ▷ 令和7年中の給与収入が55万1,000円以上190万円未満である

福祉



7月中旬に送付します

令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書

問い合わせ先

▷ 保険料額について 国保医療課医療担当

☎(981)0114 📠(584)1141 🆔1008811

▷ 子ども・子育て支援金について こども家庭庁コールセンター(月~土曜日(祝日を除く)の午前9時~午後6時)

☎0120(303)272(フリーダイヤル)

保険料は、令和7年中の所得金額と世帯の状況を基に県内どの地域でも同じ基準で所得割額が算定され、場合により均等割額が軽減されます。

保険料の改定が行われていますので、詳しくは通知書と同封のチラシを見てください。

納付方法 原則として特別徴収(年金から差し引き)

※年金額などにより、普通徴収(納付書払いまたは口座振替)に変わることがあります。必ず決定通知書を確認してください。

○子ども・子育て支援金制度の開始

法改正により、これまでの医療保険料分に加え、今年度から子ども・子育て支援金分が加算されます。詳しくは、同封のチラシを見てください。

制度内容などで不明なことは、こども家庭庁コールセンターに問い合わせてください。



▲こども家庭庁ウェブサイト

市政



閲覧できます

都市計画の変更案

提出・問い合わせ先 都市計画課計画担当

☎(584)1135 📠(584)1143 📄 1014962

変更を予定している都市計画の原案を閲覧し、意見書を提出することができます。

詳しくは、窓口で確認するか市ウェブサイトをご覧ください。

閲覧可能な変更案 用途地域、高度地区、準防火地域、西鉄春日原駅周辺地区地区計画

閲覧期間 7月3日(金)～17日(金)

閲覧場所 窓口および市ウェブサイト

市政



今年度は中止します

出前トーク「市長と語る」

問い合わせ先 経営企画課企画担当

☎(584)1133 📠(584)1145 📄 1006782

市長や市の幹部職員が各地区公民館を訪問し、市民の皆さんと意見交換をする出前トーク「市長と語る」は、今年度の全日程の開催を中止します。

地域の困り事などは、市の各担当課や各地区自治会へ相談してください。

なお、今後も引き続き地域との協働によるまちづくりを推進していきますので、協力をお願いします。

安全・安心



費用の一部を補助します

ブロック塀などの撤去

申請・問い合わせ先 都市計画課計画担当

☎(584)1135 📠(584)1143 📄 1001328

地震によるブロック塀などの倒壊による被害防止や、避難経路の確保を目的に、道路沿いのブロック塀などを撤去する場合、費用の一部を補助します。

補助には条件や注意事項があります。詳しくは市ウェブサイトを見るか、問い合わせしてください。

対象工事 道路に面していて、地震により倒壊する危険性があると判定されたブロック塀などを全部または一部撤去する工事

※ブロック塀などとは、補強コンクリートブロック造または組積造(れんが造、石造、コンクリートブロック造など)の塀をいいます。

補助金額 撤去に要する費用の3分の2または上限16万円

※予算の範囲内で、申込先着順で受け付けます。

申請期限 11月13日(金)



▲市ウェブサイト

安全・安心



費用の一部を補助します

木造住宅の補強や取り壊し

申請・問い合わせ先 都市計画課計画担当

☎(584)1135 📠(584)1143 📄 1001327

震災に強いまちづくりの推進や脱炭素社会の実現を目的に、住宅の性能向上改修、建て替えや空き家の解体などに伴う住宅の除却費の一部を助成します。

なお、性能向上改修では、原則として耐震改修と併せて省エネルギー改修を行う必要があります。

補助には条件や注意事項があります。詳しくは市ウェブサイトを見るか、問い合わせしてください。

対象住宅 昭和56年5月31日以前に市内で建築または工事着工された木造建築物

補助金額 性能向上改修費の25%(上限45万円)

▷耐震改修分30万円、省エネ改修分15万円を上限とします。

▷住み替えなどに伴う建築物の除却の場合、解体・撤去に要する費用またはその住宅の耐震改修に要する費用のいずれか低い方の23%(上限20~30万円)です。

※予算の範囲内で、申込先着順で受け付けます。

申請期限 11月13日(金)



▲市ウェブサイト



募集

募集します



国民健康保険運営協議会委員

応募・問い合わせ先 国保医療課国保担当(〒816-8501春日市役所)

☎(584)1121 📠(584)1141 ID 1017371

国民健康保険(以下、国保)事業の運営に関する事項を審議する国保運営協議会の委員(被保険者を代表する委員)を募集します。

委員は、年2、3回の会議に出席し、国保事業の運営に関する助言を行います。

対象 市内に居住する18歳以上の春日市国保被保険者(市国保の加入者)で国保事業の運営に関心がある人

※任期期間中に後期高齢者医療制度に加入する人、他の附属機関の委員になっている人は除きます。

任期 9月1日～令和10年7月31日

報酬 会議出席1回当たり6,500円(別途、旅費として1,000円程度支給)

募集人員 2人以内

選考方法 書類審査、面接

応募方法 7月17日(金)(必着)までに郵便か窓口で申込書を提出する

※申込書は、窓口か市ウェブサイトで入手できます。



▲市ウェブサイト

環境・生活

守りましょう



犬の散歩マナー

問い合わせ先 環境課生活環境担当

☎(584)1111(代) 📠(584)1147 ID 1001271

散歩は、飼い犬のストレス軽減のための大切な習慣の一つです。しかし、マナーを守らないと、周囲の人に迷惑を掛けることとなります。誰もが気持ちよく生活できるよう、散歩マナーを守りましょう。

▷首輪やリードを着ける

首輪やリードは犬をコントロールするために必要です。事故から守るために散歩時は伸びないタイプのものを利用し、できるだけ短く持ちましょう。

▷ふん尿は適切に処理する

ふん尿は自宅で済ませることを習慣付けましょう。散歩中に排泄したふんは必ず持ち帰り、尿はペットシートなどで拭きとった後、水などで洗い流しましょう。

▷夏場は散歩の時間帯に注意する

アスファルトが熱された夏場の日中の散歩は、犬にとって過酷なものとなります。散歩をする時は、日差しが強い時間帯を避けましょう。

募集

テーマは「サイコー!」



第35回春日市弥生の里児童画大賞展作品募集

応募・問い合わせ先 文化スポーツ課文化担当(〒816-0831大谷6-24ふれあい文化センター旧館)

☎(575)4121 📠(593)7380 ID 1001756

日常生活で見つけた、喜び、達成感、好きなものなど、心が動いた瞬間を自由に表現してください。

対象 県内に居住する小学生

応募期間 7月7日(火)～9月11日(金)(必着)

規格 四つ切画用紙(38cm×54cm)に限る(画材自由)

※応募方法など、詳しくは市ウェブサイトを見てください。

○表彰など

▷授賞式

入賞者には賞状と副賞を贈呈します。

期日 12月5日(土)

場所 同センター旧館サンホール

▷作品展示

入選・入賞作品約280点を展示します。

期日 12月4日(金)～13日(日)

場所 同センター新館ギャラリー



▲市ウェブサイト



▲第34回弥生の里大賞
「せんこう花火をしているわたし」
ながはまこはる
長崎心遥さん
(古賀市立花鶴小学校5年(当時))